



30東監発第37号
平成30年12月3日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 伊藤 真一 様

東村山市監査委員 赤木 盛一
東村山市監査委員 飯田 武夫
東村山市監査委員 熊木 敏己

平成30年度第1回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

| | |
|-------|---|
| 対象所管課 | 総務部営繕課、健康福祉部地域福祉推進課、生活福祉課、障害支援課 |
| 監査の範囲 | 平成30年4月1日から平成30年8月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理 |

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) 目標管理制度に基づく各課目標、具体的な取組みが着実に実行されているか
- (7) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成30年9月3日から平成30年11月22日まで

| 実施内容 | 実施場所 | 日 程 |
|------|-------|---------------|
| 実 査 | 対象所管課 | 平成30年10月4日、5日 |
| 説明聴取 | 監 査 室 | 平成30年11月12日 |
| 講 評 | 監 査 室 | 平成30年11月22日 |

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

営繕課

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

地域福祉推進課

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

生活福祉課

1 指摘事項

- (1) 郵券の管理において台帳への未記載があり、過不足があった。東村山市会計事務規則に基づき適正に管理されたい。
- (2) 備品の管理において、備品の一部に管理が不十分な物品があった。東村山市物品管理規則に基づき適正に管理されたい。

2 意見・要望事項

生活困窮者及び被保護者への自立に向けた支援業務について

『東村山市くらし・しごとサポートセンター運営業務委託』や『生活保護受給者就労支援業務委託』により対象者の就業につながっていること、『生活保護受給者等資産調査業務委託』や『生活保護受給者金銭管理支援業務委託』により、不正受給の防止や現金の取扱を行わない仕組みとなり、対象者の支援にとどまらず職員の事務負担の軽減が図られていることなどは評価される。

しかしながら、『受験生チャレンジ支援貸付事業委託』と『東村山市くらし・しごとサポートセンター運営業務委託』の業務を取りまとめることで切れ目のない支援につながるのみならず、経費の削減にもつながるのではないかと考えられるところもあった。従って、今後、当該委託事業の取りまとめについて検討されたい。

障害支援課

1 指摘事項

- (1) 東村山市障害者日中活動系サービス事業所運営費補助金について
補助金の交付決定の際、基本補助の元となる在籍者数の算定誤りや、事業所から提出された在籍者名簿が不備なケースが見受けられた。
今後、実績報告に基づき補助金を確定する際は、規則に基づき適正に処理されたい。

- (2) 契約関係書類について
契約書に約款が未添付や契約件名の誤りなど契約関係書類に不備が見受けられた。適正に処理されたい。